

王寺町人権教育推進協議会
現 地 学 習 会

期 日 2013年3月6日(水) (9:00~16:00)

場 所 舩松人権歴史館 (堺市堺区協和町2-16)
[堺市人権ふれあいセンター内]

堺市博物館・仁徳陵 (堺市堺区百舌鳥夕雲町2)

日 程(予定)

- ・大型バス車庫西側駐車場集合 9:00
- ・大型バス車庫西側駐車場出発 9:10
- ・舩松人権歴史館にて研修 10:00~11:30
- ・昼 食 ザループ 12:00~
- ・堺市博物館・仁徳陵にて研修 14:00~15:00
- ・大型バス車庫西側駐車場到着 16:00

2012年度現地学習会日程

王寺町人権教育推進協議会

1 日 時 平成25年3月6日(水)

- 2 研修場所
- ・ 船松人権歴史館(堺市人権ふれあいセンター内)
堺市堺区協和町2-61
TEL 072-256-2536
 - ・ 堺市博物館 仁徳陵
堺市堺区百舌鳥夕雲町2
TEL 072-245-6263
 - ・ 昼食 ザ ループ(ホテルアコーラリゾート内)
堺市堺区戎島4-45-1
TEL 072-224-1121

3 行 程(往路)

王寺町大型バス車庫西側駐車場 _____ 香芝IC・SA(トビ) 西名阪自動車道
発9:10 発9:30

松原IC 中央環状 船松人権歴史館 旭通を26号へ 26号を大阪方面へ
着10:00 発11:30

ザ ループ (昼食) 26号から旭通を経て 堺市博物館・仁徳陵 復路へ
着12:00 発13:30 着14:00 発15:00

松原IC 西名阪自動車道 香芝IC 王寺町大型バス車庫西側駐車場
着16:00 解散

4 集合時間 9:00集合 9:10出発
及び場所 王寺町大型バス車庫西側駐車場

※スケジュール等は変更となる可能性があります。

船松人権歴史館（堺市人権ふれあいセンター）

〒590-0822 堺市堺区協和町2-61 TEL072-256-2536

- ・同和問題の啓発と学習を目的として、部落差別に関する歴史や実態をグラフィックや実物資料・再現模型などで紹介しています。



- ・メモ

A large, empty rounded rectangular box intended for notes.

王寺町人権教育推進協議会

2013年3月6日(水)

2012年度現地学習会メモ

※舩松人権歴史館（堺市人権ふれあいセンター）

（堺市堺区協和町2-6 Tel. 072-256-2536）

堺市博物館 仁徳陵

〒590-0802 堺市堺区百舌鳥夕雲町2-61 TEL072-256-2536

- ・堺市を中心とした歴史、美術、考古、民俗、産業などの文化資料を調査、収集、保管。これらを活用した展示、研究、情報提供を通して生涯学習と文化の向上発展に資することを目的として、展示室、ギャラリーでの展示事業、視聴覚、学習室・講義室での講座の開催などを行っています。



・メモ



王寺町人権教育推進協議会

2013年3月6日(水)

2012年度現地学習会メモ

※堺市博物館 仁徳陵

(堺市堺区百舌鳥夕雲町2 TEL 072-245-6263)

○堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例

平成 18 年 12 月 22 日

条例第 77 号

わがまち堺に暮らす人々は、古代から国内外との交流を積極的に進め、創造性と自立の精神をはぐくみ、わが国有数の自治都市を築いてきた。また、茶の湯を通じて世界に誇る平和を尊ぶ文化を創造し、過去幾度ももの戦禍に遭いながらも復興を成し遂げてきた。

基本的人権の尊重や平和社会の実現と維持は、国際社会における共通の原理であり、日本国憲法や世界人権宣言の理念とするところである。

しかしながら、今なお、私たちの社会においては、人種、民族、国籍、信条、性別、社会的身分、門地又は障害があること等による人権に関する多くの課題が存在し、さらに紛争や貧困などにより、子どもや女性を始め多くの人々の生命や身体が危険にさらされ続けている国や地域が地球上には数多く存在している。

私たちは、こうした現実を直視し、未来を見据えて、戦争は最大の人権侵害であるという認識を持つとともに、すべての人々が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを進める「人間の安全保障」に積極的に関与していかなければならない。

平和を尊ぶ文化の伝承者であり地球市民である私たちは、国際平和の実現と維持及び人権課題の解決のために世界へ向かって行動し、発信するまち「国際平和人権都市・堺」の実現に努めることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、平和と人権を尊重するまちづくりの推進について、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、平和や人権尊重に関する意識の向上、人権課題の解決及び人権擁護を図るための施策(以下「人権施策」という。)の推進の基本となる事項を定め、もって平和と人権を尊重するまちの実現を図ることを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、国、大阪府及び国内外の関係機関並びに市民との連携を深め、あらゆる施策を平和と人権を尊重する視点を持って実施するとともに、人権施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市政に携わる者は、この条例の理念を理解し、尊重し、及び行動しなければならない。

(市民の役割)

第3条 市民は、この条例の理念を理解し、平和、人権等地球規模の課題について身近なことから積極的に取り組む地球市民の一員としての認識を持って行動し、平和と人権を尊重するまちづくりの推進に努めなければならない。

(事業の推進)

第4条 市は、平和と人権を尊重するまちづくりの推進について、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 平和や人権に関する意識の向上のための教育及び啓発事業
- (2) 交流、協力及び貢献に係る活動並びに顕彰を通して平和を促進する事業
- (3) 人権擁護を推進する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的の実現に資する事業

(推進計画の策定)

第5条 市長は、平和と人権を尊重するまちづくりを総合的に推進するため、堺市人権施策推進計画(以下この条において「推進計画」という。)を策定し、人権施策を推進するものとする。

- 2 市長は、推進計画を策定するに当たり、次条の堺市人権施策推進審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 市長は、推進計画の進行管理を行い、社会状況等の変化に対応し、適宜、見直しを行うものとする。

(堺市人権施策推進審議会)

第6条 人権施策の推進に関する重要事項を調査審議し、及び意見を述べるため、本市に堺市人権施策推進審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員12人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第85号で平成19年8月1日から施行)

肉食と宗教（仏教とキリスト教）

日本では明治時代になるまで、公には肉食が禁止されていました。それはなぜでしょうか？

仏教には、むやみに生き物を殺してはならないとする殺生禁断の教えがあります。日本に伝わった大乘仏教には、殺生禁断の教えのほかに肉食が穢れているという考えがありました。権力者たちは農耕を重要視する政策から、仏教のこのような考えを表に出しつつ、肉食禁止令を発令しました。

一方、牧畜社会である欧州では、と畜はと畜場だけでなく、飼育した者が庭先などでおこなう仕事であり、珍しいことではありません。キリスト教には「家畜の肉は神が人間に与えてくれた恵み」という考えがあります。

ドイツやオーストリアなどでは、マイスタースクールを卒業し国家試験に合格した技術者は名誉ある仕事として誇りをもっています。また市民も専門知識のある技術者が食材を提供してくれるという考えを持っているので、日本のようなと畜に対する偏見はありません。

参考：部落解放同盟向野支部『欧州食肉視察報告』



食肉学校（ウィーン）での授業風景
部落解放同盟向野支部提供



堺市立食肉センター・牛の枝肉

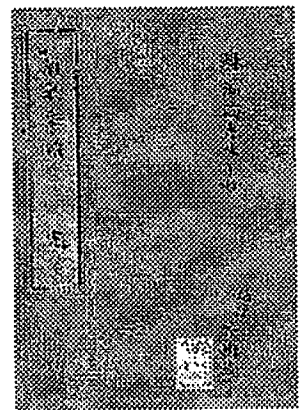
らん がく こと はじめ
蘭学事始

一八一五(文化二年)

骨ヶ原の刑場で、解剖をおこなったのは差別されていた老人だった。

(原文)

これより各打連れ立ちて骨ヶ原の設け置きし観臓の場へ至れり。さて、腑分のごとは、えたの虎松といへるもの、このことに巧者のよしにて、かねて約し置きしよし。この日もその者に刀を下さすべしと定めたるに、その日、その者俄かに病氣のよしにて、その祖父なりといふ老屠、齡九十歳なりといへる者、代りとして出でたり。健やかなる老者なりき。彼奴は、若きより腑分は度々手につけ、数人を解きたりと語りぬ。その日より前迄の腑分といへるは、えたに任せ、彼が其所をさして肺なりと教へ、これは肝なり、腎なりと切り分け示せりとなり。それを行き視し人々看過ごして帰り、われわれは直に内景を見究めしなどいひしまでのことにてありしとなり。もとより臓腑にその名の書き記しあるものならねば、屠者の指し示すを視て落着せしこと、その頃までのならひなるよしなり。その日もかの老屠がかれのこれのと指し示し、心、肝、胆、胃の他にその名のなきものをさして、名は知らねども、おのれ若きより数人を手につけ解き分けしに、何れの腹内を見てもこゝにかやうの物あり、かしこにこの物ありと示し見せたり。図によりて考ふれば、後に分明を得し動血派の二幹また小腎などにてありたり。老屠また曰、只今まで腑分のためにその医師



杉田玄白著
当初は『蘭東事始』
と題された。

がたんに品々をさし示したれども、誰一人某は何、此は何々なりと疑はれ候御方もなかりしといへり。良沢と相ともに携へ行きし和蘭図に照らし合せ見しに、一としてその図に聊か違ふことなき品々なり。古来医経に説きたるところの、肺の六葉両耳、肝の左三葉右四葉などいへる分ちもなく、腸胃の位置形状も大いに古説と異なり。官医岡田養仙老、藤本立泉老などはその頃まで七八度も腑分し給ひしよしなれども、みな千古の説と違ひしゆゑ、毎度毎度疑惑して不審開けず。その度々異状と見えしものを写し置かれ、つらつら思へば華夷人物違ひありやなど著述せられし書を見たることもありしは、これがためなるべし。さて、その日の解剖こと終り、とてもことに骨骸の形をも見るべしと、刑場に野ざらしになりし骨どもを拾ひとりて、かずかず見しに、これまた旧説とは相違にして、たゞ和蘭図に差へるところなきに、みな人驚嘆せるのみなり。

その日の刑屍は、五十歳ばかりの老婦にて、大罪を犯せし者よし。もと京都生まれにて、あだ名を青茶婆と呼ばれしものとぞ。

左 經 記

一〇一六（長和五年）正月二日

死んだ牛のはらわたから出た牛黄を河原人から
取り上げた頼任がこれを自分に見せた。

(原文)

二日丁未（中略）余入夜帰宅、

同日於殿上、右衛門権佐頼任朝臣語云、

今朝於左府侍所、伊豆前司陳隆語云、

或人元正料宛牛一頭令勞飼之間、昨慮外斃之、

河原人等来向、剝取件牛之間、腹綿中有黒玉、

即河原人等取之去之者、

余聞件事、即令尋召件河原人、

有相惜氣、

依加勘責出件玉見之、

即已牛黄他、感悦尤深々、

即取出自懷中令見余、

大如卵子、其色黒、此事古語有風聞、

令見之希有人希有他、仍記之、（以下略）

(謄下し文)

二日丁未（中略）余、夜に入り帰宅す。

同日、殿上において右衛門権佐頼任朝臣語りて云う。

「今朝、左府侍所において、伊豆前司陳隆語りて云う。

「或る人、元正料に宛てる牛一頭、勞り飼わしむるの間、昨、慮外に斃る。

河原人等来り向かい、件の牛を剝ぎ取るの間、腹綿の中に黒き玉あり。

即ち河原人等、これを取り、去る」といへり。

余、件の事を聞き、即ち、件の河原人を尋ね召さしむ。

相惜しむ氣あり。

勘責を加えるにより、件の玉を出す。

これを見るに、即ち已に牛黄なり。感悦、もつとも深々。」

即ち取出し、懷中より余に見せしむ。

大なること卵子の如し。その色、黒し。この事、古語に風聞あり。

見せしむるの人希有なり。よつて、これを記す。（以下略）